

保護者・地域のみなさまへ

～教職員の働き方改革について～



現在、全国的に学校や子どもたちを取り巻く環境が多様化・複雑化している中で、学校の教育力を高めるためには、学校の組織力や教職員の指導力を高めていくことが不可欠です。高梁市でも、地域の方々、外部の専門家や支援員等の力も借りながら、この課題に取り組んでいます。

また、様々な教育改革への対応が増えている中、学校の教職員もこれらに積極的に取り組んでいるところです。よりよい教育につなげていくためには、常態化している教職員の長時間にわたる時間外業務を見直さなければなりません。

高梁市教育委員会では、「高梁市立学校の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定し、教職員が心身の健康を保持し、誇りとやりがいをもって元気に児童生徒に向き合えるよう次に示すような取り組みを行っています。

○教職員の勤務時間の適正化

学校や教師が担う業務の明確化や電子化、合理化をすすめ、学校・地域の実態に応じながら保護者や諸団体等との連携のもと教職員の勤務時間の適正化に努めます。

○適切な部活動休養日等の設定

教職員・生徒の心身の健康の維持と生徒の学習時間・余暇時間の確保のため、部活動の休養日を徹底するとともに、部活動支援員の協力も依頼します。

○長期休業中の学校閉庁日の設定

教職員の心身の健康の増進を図るとともに、省エネの観点からも完全閉庁します。

8月10日～16日、12月28日～1月3日

○時間外電話対応の制限

時間外に電話対応をする時間は、

小学校 18時、中学校 19時、宇治高等学校 18時、松山高等学校 21時半までを上限とします。

■保護者・地域のみなさまへのお願い

「働き方改革」の目的は、「教育の質の向上」です。保護者・地域のみなさんと一緒になって、子どもたちの教育の質の向上に向けて取り組みたいと思いますので、学校現場の働き方改革の推進にご理解とご協力をお願いします。

